

特定教育・保育施設等における多子世帯支援の拡充について

【担当省庁】 こども家庭庁

市町村における取組

(現状・課題)

○保育料の多子軽減について

特定教育・保育施設等における0～2歳児の保育料は、国が定める上限額の範囲内で、それぞれの市町村が定めることとされており、多子世帯の保育料については、国の定めにより、第2子を半額、第3子以降を無償とする負担軽減策が設けられている。

しかし、国が定める負担軽減策の対象となる多子のカウント方法については、未就学の子どものみをカウント対象とする年齢要件や特定教育・保育施設等の利用を条件とする同時入所要件が設けられている。このため、子どもの年齢が離れている世帯等、負担軽減の対象とならない多子世帯が存在している。

また、国の負担軽減策では、第2子の負担軽減策は半額に留まることから、一部の多子世帯には負担が残る状況となっている。

○副食費の徴収免除について

幼児教育・保育の無償化により、施設において提供される食事の費用のうち、副食費については、保護者負担を原則としつつ、年収360万円未満相当の世帯の子どもや第3子目以降の子どもについては、その徴収が免除されている。

しかし、副食費の徴収が免除される第3子目以降の子どもについても、保育料と同様に、国が定める多子のカウント方法により対象者が決定されるため、一部の第3子目以降の子どもには、副食費の徴収免除が適用されていない。

○取組について

各市では、子育て世代の経済的な負担軽減を図り、安心して希望する数の子を持つ社会の実現に向けて、同一生計の子ども全員を多子のカウントの対象としたり、第2子目以降の保育料を無償化するなど、独自の多子世帯支援の取組を行っている。

また、奈良市では、副食費についても、すべての多子世帯を対象に、第3子目以降の子どもの副食費を軽減する独自の多子世帯支援の取組を行っている。

ただし、これらの多子世帯支援の取組は、すべて市の単独事業として実施するものであり、恒常的な財源確保が課題となる。

また、各自治体が独自の取組として保育料等の負担軽減策を実施しているため、居住地によって保護者の経済的負担に格差が生じている。

また、本事業実施にあたり基幹システムの改修（カスタマイズ）を行った自治体の中には、現在、システム標準化対応に向けて準備を進めているところであるが、本事業は、今のところ標準仕様に含まれていないため、今回実施した改修は次期システムへ引き継がれることは無いことを、現在の基幹システム導入事業者から情報共有を受けている。そのため、新システムへ移行した後に改めて同じ改修を行うか、または本事業のための別のシステムを構築する必要があり、システム標準化に伴う新たな費用の発生も懸念している。

国にお願いすること

1. 多子カウントにおける「年齢要件」・「同時入所要件」の撤廃

児童手当では、令和6年10月分から児童手当制度の抜本的拡充が実施され、所得制限の撤廃や多子加算のカウント方法の見直しが行われる。保育料や副食費の徴収免除についても、多子のカウント方法の抜本の見直しを行い、すべての多子世帯を対象に負担軽減策を実施すること。

2. 幼児教育・保育の完全無償化（無償化の拡大）

国による幼児教育・保育の無償化により、3～5歳の子ども及び住民税非課税世帯の0～2歳の子どもの保育料が無償化されているが、子育て世帯の経済的負担の軽減の拡充のため、幼児教育・保育の完全無償化（無償化の拡大）を、国の制度として実施されること。なお、実施にあたっては自治体に新たな財政負担が生じることがないようにすること。

3. 市町村単独事業を包括するシステム標準仕様の作成

全国的に実施されるシステム標準化に伴う影響に対し、多子カウント対象の拡大や第2子以降の無償化などの市町村単独事業を包括する標準仕様を作成すること。

【担当部署】 奈良県市長会・奈良県町村会